個人情報の取扱いに関する特記事項

注)「甲」は（一社）愛媛県観光物産協会、「乙」は受託者をいう。

第１条（基本的事項）

乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第２条（秘密の保持）

１．乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２．乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

第３条（収集の制限）

乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

第４条（適正管理）

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第５条（利用及び提供の制限）

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

第６条（複写、複製の禁止）

乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第７条（再委託の禁止等）

１．乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

２．乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙

に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3．乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

第 8 条（資料等の返還等）

1．乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2．乙は、この契約による業務を処理するため、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第 9 条（個人情報の運搬）

乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏洩、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

第 10 条（実地調査）

甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

第 11 条（指示及び報告等）

甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告もしくは資料の提出を求めることができる。

第 12 条（事故報告）

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 13 条（損害賠償）

乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託の攻めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

第 14 条（契約の解除）

甲は、乙がこの「個人情報の取扱いに関する特記事項」に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

【参考】愛媛県個人情報保護条例

第 14 条（委託に伴う措置等）

１．実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

２．実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３．前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

４．前 3 項の規定は、実施機関が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第 50 条（罰則）

実施機関の職員もしくは職員であった者又は第 14 条 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む）の事務に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 51 条

前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。